

# かしわら 男女共同参画プラン

概要版

2015(平成27)年3月  
柏原市

## 計画の基本理念

男女が互いに尊重し合い、性別にかかわりなく、自分らしく  
のびやかにいきいきと暮らせる社会づくり

## 計画の基本的な考え方

### (1) 男女の平等と人権の確立

男女が個人として等しく尊重され、男女間のあらゆる差別や暴力が根絶され、  
男女が相互に人権を尊重できる社会をめざします。

### (2) 固定的な性別役割分担意識の解消

ジェンダーによる「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に基づいた社会の制度や慣行を改め、男女が共に考え、行動し、責任を分かち合っていく社会をめざします。

### (3) エンパワーメントの推進

一人ひとりが本来持っている能力を発揮し、自信と希望をもって生きていけるような社会をめざします。

### (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て支援や介護サービスの充実とともに、育児・介護休業の取得の促進を図ることにより、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう推進します。

### (5) あらゆる分野へ男女が参画できる環境づくり

男女が対等にあらゆる分野に参画できるよう、社会的条件の整備や環境づくりをめざします。

### (6) 市・市民・事業者のパートナーシップの推進

男女共同参画社会を実現するために、市はもとより市民、事業者等が自発的・主体的な取組を進めるとともに、それぞれが連携・協力していきます。

男女共同参画社会…「男だからこうあらねばならない」「女だからこうしなければならない」というように性別で左右されることなく、  
一人ひとりが自分の意思や希望をかなえることができる社会。

ジェンダー…………生物学的な性の違い(セックス)に対して、生まれた後に後天的に身についた社会的・文化的な性差をいいます。  
「男らしさ、女らしさ」や「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という固定的な考え方はジェンダーによるもの。

# 計画の性格

「かしわら男女共同参画プラン」は、男女共同参画社会の実現をめざす総合的な計画として、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしています。

本市が主体的に実施する事業を中心としていますが、国や府、その他関係機関との連携や市民・事業者の参画・協力により推進していく施策も含んでいます。

## 計画の期間

計画の期間は、2015(平成27)年度から2024(平成36)年度までの10年間です。

## 施策の体系

### 基本目標

#### I 男女共同参画社会を 実現するための意識変革

1 男女共同参画の意識づくり

2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

3 國際社会への理解と多文化共生の推進

### 基本課題

#### II 社会のあらゆる分野への 男女共同参画の推進

1 政策・方針の立案及び決定の場への女性の参画推進

2 働く場での男女共同参画の推進

3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

4 地域における男女共同参画の推進

#### III だれもが生きがいをもって 安心して暮らせる環境の整備

1 子育て支援体制の拡充

2 様々な困難を抱える人々の課題解決のための支援の推進

3 生涯を通じた男女の健康支援

#### IV 女性等に対する あらゆる暴力の根絶

1 あらゆる暴力を許さない社会づくり

2 配偶者等からの暴力(DV)への対策の推進(DV対策基本計画)

エンパワーメント…………その人が本来持っている力を引き出すこと。個人が社会の一員として自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在になること。  
ワーク・ライフ・バランス…仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。(仕事と生活の調和)

## 基本目標 I 男女共同参画社会を実現するための意識変革

男女共同参画社会を実現するための意識変革を進めていくうえで、固定的な性別役割分担意識を払拭するための広報・啓発や、男女共同参画に関する情報の収集・提供を図るとともに、子どもの頃からの男女平等教育を推進します。

### 基本課題1 男女共同参画の意識づくり

#### ■行政の取組

- ①男女共同参画を推進する広報・啓発活動の充実
- ②男女共同参画に関する情報の収集・提供
- ③男女共同参画を阻害する慣行等の見直し

#### ■市民・地域社会、事業者の取組

- 市が提供する情報を積極的に利用・活用しましょう。
- 身近な慣習や行事等に潜む固定的な性別役割分担について考えましょう。

### 基本課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

#### ■行政の取組

- ①保育所・幼稚園・学校等における男女平等教育の推進
- ②男女共同参画を推進する多様な学習機会の提供

#### ■市民・地域社会、事業者の取組

- 学校等の男女平等教育を家庭や地域でも理解し、一緒に進めましょう。
- 講座・講演会・研修等で積極的に学習しましょう。
- フローラルセンターや関係機関等を有効に利用・活用しましょう。

### 基本課題3 国際社会への理解と多文化共生の推進

#### ■行政の取組

- ①多様な文化への理解と交流の推進
- ②在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

#### ■市民・地域社会、事業者の取組

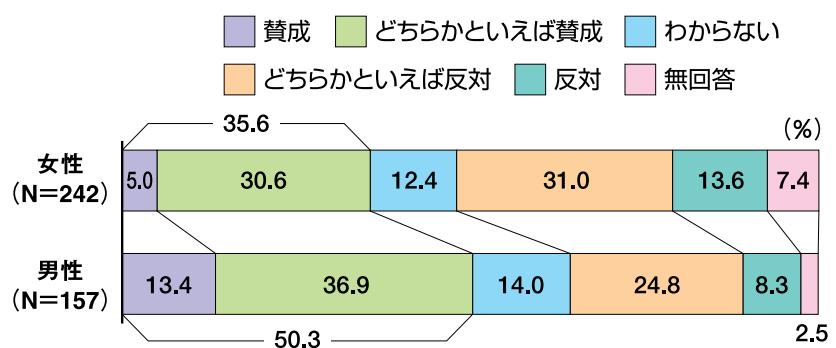
- 男女共同参画に関する国際的な動向を意識しましょう。
- 国際交流や国際協力に積極的に参加しましょう。

### 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

#### 肯定する人の割合(%)

	柏原市		全 国
	平成25年	平成15年	平成24年
女性	35.6	41.3	48.4
男性	50.3	58.3	55.1

肯定する人の割合…賛成+どちらかといえば賛成



資料:柏原市は市民意識調査、全国は内閣府

## 基本目標 II 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

市においては、審議会等委員や管理職への積極的な女性の登用を図ります。事業所においては、賃金や職種、管理職への登用などにおける男女の平等を実現するために、雇用機会均等法の周知を図ります。

地域においても、男女が共に活動に参画し、また役員に男女が平等に登用されるよう啓発を行います。男女のワーク・ライフ・バランスについての啓発を進め、育児・介護休業制度の周知と男女ともに取得しやすいような職場の環境づくりをします。

### 基本課題1 政策・方針の立案及び決定の場への女性の参画推進

#### ■行政の取組

- ①審議会等への女性の参画促進
- ②職員・教職員の女性の管理職等への登用
- ③事業所や各種団体における女性の管理職・役員への登用に向けた啓発

#### ■市民・地域社会、事業者の取組

- 市政に関心をもち、政策・方針の立案及び決定の場に参加・参画しましょう。
- 事業者はポジティブ・アクションに対して理解を深め実施しましょう。

### 基本課題2 働く場での男女共同参画の推進

#### ■行政の取組

- ①男女雇用機会均等法の周知と啓発
- ②多様な働き方への支援



#### ■市民・地域社会、事業者の取組

- 労働の基本的権利について学びましょう。
- 事業者は労働者の権利について熟知し、関連する法を遵守しましょう。

### 基本課題3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

#### ■行政の取組

- ①ワーク・ライフ・バランスの啓発の推進
- ②仕事と子育て・介護等の両立支援のための制度の周知
- ③男性の家事・子育て・介護等への参画促進

#### ■市民・地域社会、事業者の取組

- 男性の家庭的責任について男女ともに認識を高めましょう。
- 幼少期から男女の区別なく、家事等の手伝いをする環境を作りましょう。
- 事業者は男女ともに育児・介護休業制度が利用しやすい環境を整えましょう。

### 基本課題4 地域における男女共同参画の推進

#### ■行政の取組

- ①地域活動等への男女共同参画の推進
- ②男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯の推進



#### ■市民・地域社会、事業者の取組

- 地域活動に積極的に参加・参画し、地域活動を活性化させましょう。
- 男女ともに防災や防犯について積極的に参画しましょう。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)…社会の様々な分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを意味します。

## 基本目標 III だれもが生きがいをもって安心して暮らせる環境の整備

子どもの生きる力を育み、将来個性と能力を十分に発揮できるよう、子育ちと子育てへの支援を推進します。高齢者・障がい者に対しては、質と量ともに伴った福祉サービスを必要に応じて受けることができ、また自立と社会参加が促進されるような支援を図ります。

女性の障がい者や在住外国人等に対しては、とくに配慮をして就業や生活等の支援の充実を図ります。生涯を通じて男女の健康の保持・増進への支援に努めるとともに、ライフステージ(生涯各時期)における健康対策を推進します。

### 基本課題1

### 子育て支援体制の拡充

#### ■行政の取組

- ①子育ち・子育て支援の充実
- ②ひとり親家庭への支援の充実

#### ■市民・地域社会、事業者の取組

- 子育ての問題はひとりで抱え込まず、気軽に相談しましょう。
- 就業形態やライフスタイルに合ったサービスを有効に活用しましょう。  
など

### 基本課題2

### 様々な困難を抱える人々の課題解決のための支援の推進

#### ■行政の取組

- ①高齢者・障がい者への福祉の充実
- ②高齢者・障がい者への自立と社会参加の支援
- ③女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

#### ■市民・地域社会、事業者の取組

- 高齢者や障がいのある人、その家族は相談窓口を有効に活用しましょう。
- 高齢者や障がいのある人が孤立しないよう協力し合いましょう。
- 保険制度や各種サービスについて、正確な情報をもち有効に活用しましょう。  
など

### 基本課題3

### 生涯を通じた男女の健康支援

#### ■行政の取組

- ①生涯を通じた男女の健康の保持・増進への支援
- ②ライフステージ(生涯各時期)に応じた健康対策の推進

#### ■市民・地域社会、事業者の取組

- 女性自身が自らの性と生殖に関する健康と権利について自覚しましょう。
- 家族や地域が協力し、思春期の子ども達への見守りを行いましょう。
- 一人ひとりが生活習慣を見直し、健康の保持に努めましょう。  
など



## 基本目標 IV 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

暴力は人間としての尊厳の侵害であり、また犯罪であるとの認識を深め、防止していくための啓発活動を推進します。また、被害者に対しては、早期発見に努めるとともに、相談窓口の周知を図り、いつでも相談しやすい体制づくりを図ります。被害者を保護した後の精神的ケアや生活面での自立に向けた支援体制の強化を図ります。

### 基本課題1 あらゆる暴力を許さない社会づくり

#### ■行政の取組

- ①暴力根絶に向けた啓発の推進
- ②様々な暴力に対する相談体制の充実
- ③セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

#### ■市民・地域社会、事業者の取組

- 暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識をもちましょう。
- 児童・高齢者・障がいのある人への虐待の事実を知った場合、すみやかに関係機関に連絡しましょう。など

### 基本課題2 配偶者等からの暴力(DV)への対策の推進

#### 柏原市DV対策基本計画

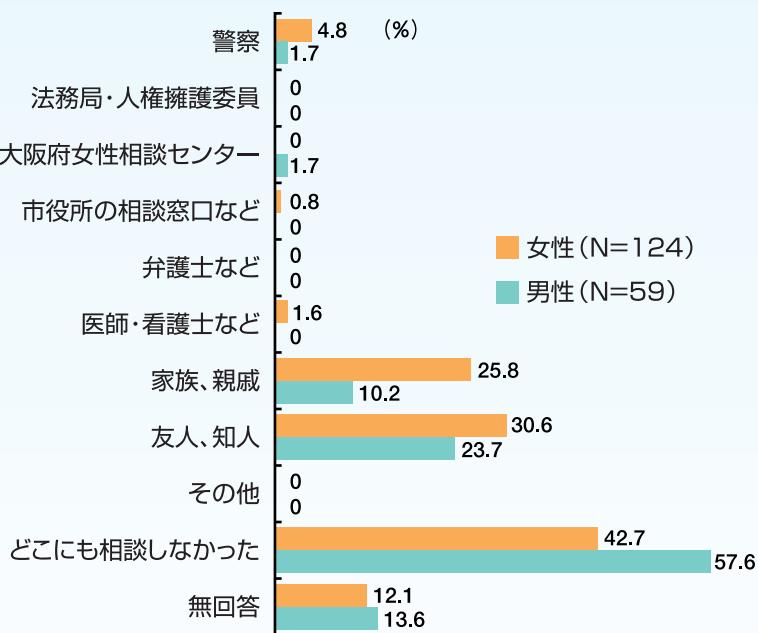
#### ■行政の取組

- ①DVの早期発見と相談体制の充実
- ②支援体制の強化と被害者の保護
- ③被害者の自立への支援

#### ■市民・地域社会、事業者の取組

- 配偶者や恋人等から暴力を受けている女性等がいることを知った場合、すみやかに関係機関に連絡しましょう。

#### DV経験後の相談先について



資料:市民意識調査(平成25年)



#### 暴力の表れ方

身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げるなど
精神的暴力	無視する、怒鳴るなど
社会的暴力	実家との付き合いを制限する、交友関係や電話の内容を監視するなど
経済的暴力	生活費を渡さないなど
性的暴力	望まない性行為を強要する、避妊に協力しないなど

## 庁内における推進体制

- (1)「柏原市男女共同参画社会推進本部」の下に、  
庁内関係各課の一層の連携を図ります。
- (2)施策の進捗状況の点検・評価を行い、その結果  
を公開します。
- (3)フローラルセンターを男女共同参画を推進する  
拠点施設として、学習、情報の収集・提供及び相  
談体制の充実を図るとともに市民団体の活動  
を支援します。

## 柏原市男女共同参画推進条例に基づく 男女共同参画の推進

条例には市、市民、事業者の責務が盛り込まれて  
います。それぞれの責務を踏まえ、本計画の基本理  
念と目標を共有し、各施策を積極的に取り組んでい  
きます。

# 計画の推進

## 市民、事業者との協働と連携

市民一人ひとりの意識や行動の変革、事業者の積  
極的かつ主体的な取組など、あらゆる場面での取組  
が重要です。

本計画を総合的・効果的に推進するため、市民、事  
業者と協働するとともに相互の連携を図ります。

## 国、大阪府との連携

男女共同参画の施策をより充実したものにしてい  
くため、今後も国、大阪府、その他の関係機関との連  
携を図りながら本計画を推進していきます。

## 数値目標

項目		現状		目標	
		数値(%)	調査時期	数値(%)	達成時期
男女平等感 (「平等になっている」と思う 人の割合)	家庭生活	女性 23.6	H25年	45	H35年
		男性 42.7		55	
	地域・社会活動への参加	女性 32.2	H25年	50	H35年
		男性 38.9		50	
	職場	女性 14.0	H25年	30	H35年
		男性 25.5		35	
	社会通念・慣習やしきたり	女性 12.8	H25年	25	H35年
		男性 22.3		30	
	「男は仕事、女は家庭」という固定 的な性別役割分担について	女性 35.6	H25年	25	H35年
		男性 50.3		35	

## 第3期 かしわら男女共同参画プラン —概要版—

2015(平成27)年 3月

発行 柏原市 市民部 人権推進課

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

電話:072-972-1501(代表) FAX:072-972-2131(直通)

表紙写真については無断使用を禁止します。